

アキバ・メディア掲出規約

アキバ・メディアの申し込みをされた方は、掲出規約をご承諾いただいたこととなります。メディアを維持していくために必要となっておりますので、何卒ご理解ください。

第1条(アキバ・メディアとは)

- ・JR 秋葉原駅前の駅前広場(千代田区管理)という公共空間を活用した広告とし、「秋葉原地区における公共空間を活用した屋外広告物ガイドライン」に従い、運営致します。
- ・平成27年3月に東京都「エリアマネジメント広告事業実施地区」の認定を受け、広告の内容、媒体デザイン等については、東京都への報告が義務付けられています。
- ・広告料金で得た収益は秋葉原のまちづくりに活用致します。

第2条(広告の申込方法)

- ・申し込みは、秋葉原タウンマネジメント株式会社(以下、売主)が指定するアキバ・メディア広告掲出申込書に記載して、申込ができるものと致します。
- ・「秋葉原地区における公共空間を活用した屋外広告物ガイドライン」に適合した広告のみ受け付けるものと致します。

第3条(申込期間)

- ・申し込みは、売主が特別に認めたものを除き、広告掲出開始希望日の6か月前から20営業日前までと致します。

第4条(広告に関する審査)

- ・申込内容については、「秋葉原屋外広告物審査会」にて、広告主及び広告内容、デザイン等について審査致します。
- ・秋葉原屋外広告物審査については、所定の申請書にて、掲出開始希望日の20営業日前までの受け付けと致します。
- ・掲出を希望する全ての最終デザインを提出いただくものと致します。
- ・審査結果は、デザインの受領後、特別なものを除き、10営業日にて申込者に回答致します。
- ・広告料金に含まれる審査費用は、1回分と致します。

第5条(広告掲出契約の成立)

- ・前条の審査において「許可」となった広告に限り、申込者、売主間において広告掲出契約が成立するものと致します。

第6条(広告掲出開始日)

- ・前項の広告契約成立に有した期間によっては、申込者が希望する広告掲出開始希望日等を変更いただく場合がございます。

第7条(広告料金)

- ・広告料金は売主が別途定める料金表に基づくものと致します。
- ・掲出物の取付・撤去費、審査費用は含むものと致します。

第8条(支払方法)

- ・売主は申込者に対し、第5条(広告掲出契約成立)に従い、契約成立後5営業日以内に広告料金の請求書を発行し、原則、当該広告料金全額を掲出開始の前日までにお支払い頂くものと致します。

第9条(支払時の注意事項)

- ・申込者が売主に支払う際の振込手数料は申込者の負担となります。
- また前項の通り申込者が売主に振り込む際の振込み形態は電信、文書に関わらず売主が売主口座において入金確認ができた日を入金確認日と致します。

第10条(支払遅延)

- ・申込者が第8条に定める支払を遅滞した場合、売主は申込者よる支払がなされるまで広告契約及び掲出履行しないことができるものとします。
- ・この場合、売主が当該広告掲出をなされないことについて、申込者は売主に対し損害賠償請求を行うことはできないものと致します。

第11条(広告内容の変更)

- ・広告契約が成立後、広告内容において変更を申込者は売主に申し出ることができます。但し、第4条による再審査と致します。再審査費用については、別途発生致します。

第12条(掲出物の製作)

- ・掲出物は、申込者が製作し、取付日の1営業日前までに指定場所に納品するものと致します。
- ・掲出物のサイズ・数量、仕様については、アキバ・メディア資料に基づくものと致します。
- ・納品された掲出物が仕様と異なる素材・加工、サイズの場合、取付場所の損傷、破損の恐れのある場合は掲出を中止、もしくは延期する可能性があります。

第13条(免債事項)

- ・申込者の故意又は過失によって前項に定める納品が行われなかった場合、売主は広告掲出契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。
- ・売主が所有する媒体の不具合や緊急メンテナンスなど、売主の責に帰すべからざる事由に起因してやむをえず広告掲出契約に基づく債務の全部又は一部を履行できなかった場合、売主の広告掲出契約に基づく債務の全ては免責されるものとします。
- ・天災その他の事由により当該広告の運営を一時的に運営できなくなった場合、売主の広告掲出契約に基づく債務の全ては免責されるものとします。

(次頁に続く)

第 14 条(屋外広告物許可申請)

- ・掲出する広告については、東京都の屋外広告物条例に従い、手続きを行なうものと致します。
- ・手続きは、第 4 条において許可が下りた後、行います。手続きには 6 営業日かかります。
- ・その手続きは売主が代行するものとし、屋外広告物許可申請手数料の実費分については広告料金と合わせて申込者に請求するものと致します。

第 15 条(申込者の責務)

- ・申込者は掲出する広告内容に対し以下の責務を負います。
- 1 内容など第三者の権利を当該広告が侵害しないこと
- 2 広告内容についての全責任と負担

第 16 条(掲出物の取付・撤去)

- ・施設、設備の保全管理上、掲出物の取付・撤去作業は、売主が行うものとし、費用については広告料金に含まれているものと致します。
- ・ただし、広告料金に含まれる取付・撤去作業は、各 1 回分と致します。
- ・追加作業を希望する場合は、申込者が費用を別途負担するものと致します。
- ・取付作業は、原則広告掲出開始日の前日 20 時より開始致します。
- ・撤去作業は、原則掲出期間最終日の 20 時より開始致します。

第 17 条(掲出の中止または延期)

- ・広告契約成立後、以下の事由が発生した場合、広告掲出を延期または中止する場合があります。
- ・広告掲出前、掲出中に関わらず、いかなる場合にも広告料金の日割り、減額等はないものと致します。
- 1 掲出広告が社会的重大な事件、事故に影響を与えかねないと売主が判断した場合
- 2 掲出広告を理由に訴訟などの問題が発生した場合
- 3 屋外広告物審査において許可が下りたデザインと違うデザインの掲出物が納品された場合
- 4 納品された掲出物の素材が指定の仕様と違い、取付場所を損傷、破損する恐れのある場合
- 5 悪天候などが予想され、公共空間の安全に支障をきたす恐れがある場合
- 6 千代田区景観条例に反している場合
- 7 屋外広告物許可がおりなかった場合
- 8 東京都もしくは千代田区からアキバ・メディアの運営の中断を求められた場合
- 9 災害、天変地異等が発生した場合
- 10 その他売主が広告掲出を延期または中止しなくてはならないと判断した場合

第 18 条(掲出物の破損、紛失)

- ・掲出期間中、掲出物の破損、紛失があった場合、交換作業、広告料金の減額は行わないものと致します。
- ・ただし、申込者が交換作業費、製作費を負担する場合に限っては、作業日程を調整の上、売主が交換作業を行うものと致します。

第 19 条(キャンセル料)

- ・申込者の都合により、掲出をキャンセルする場合、掲出開始を期日として、以下の通りキャンセル料を売主より請求するものと致します。
 - ◆掲出日開始の 32 日以前:無料
 - ◆掲出日開始の 31~15 日前:広告料金の 50%
 - ◆掲出日開始の 14~0 日前:広告料金の 100%
- なお、キャンセルの申し出が、各種手続き後であった場合は、それまでにかかった費用についても合わせて請求するものと致します。

第 20 条(契約の解除)

- ・申込者が以下に該当した場合、売主は申込者への催告その他何らの手続きを要することなく本契約の全部又は一部を解除する事が出来るものと致します。
- 1 広告料金の支払いを怠り、催告通知にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき
- 2 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、又は特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更正、破産等の申立てがあったとき
- 3 申込者又は申込者の代理人、代表者若しくは従業員等が法令に違反した場合などで申込者の広告掲出を継続することが売主の利益、信用を阻害する可能性があるとき売主が判断したとき申込者が前項に該当した場合、申込者が売主に対して負担する一切の債務に関する期限の利益は直ちに喪失するものと致します。

第 21 条(守秘義務)

- ・申込者は、広告掲出あるいは広告掲出契約に関して知り得た売主の情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものと致します。

第22条(管轄)

- ・この広告掲出契約に関する訴訟については、売主管轄裁判所と致します。

第23条(本規約の変更)

- ・売主はいつでも本規約の各条項を変更することが出来るものとします。但し、既に成立している広告掲出規約については、当該広告掲出規約が成立した日における規約条項が適用されるものとします。

以上